

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和6年11月7日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号：関東信越（受）第 2400304 号
厚生局事案番号：関東信越（厚）第 2400060 号

第1 結論

1 請求者のA社における標準賞与額を、平成 26 年 12 月 26 日は 79 万 2,000 円、平成 27 年 7 月 28 日は 56 万 9,000 円、同年 12 月 25 日、平成 28 年 7 月 21 日及び同年 12 月 21 日は 75 万 2,000 円、平成 29 年 7 月 28 日及び同年 12 月 28 日は 75 万 3,000 円、平成 30 年 12 月 10 日は 98 万円、令和元年 8 月 28 日は 135 万 9,000 円に訂正することが必要である。

平成 26 年 12 月 26 日、平成 27 年 7 月 28 日、同年 12 月 25 日、平成 28 年 7 月 21 日、同年 12 月 21 日、平成 29 年 7 月 28 日、同年 12 月 28 日、平成 30 年 12 月 10 日及び令和元年 8 月 28 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 26 年 12 月 26 日、平成 27 年 7 月 28 日、同年 12 月 25 日、平成 28 年 7 月 21 日、同年 12 月 21 日、平成 29 年 7 月 28 日、同年 12 月 28 日、平成 30 年 12 月 10 日及び令和元年 8 月 28 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

2 請求者のA社における標準賞与額を、上記 1 の訂正後の標準賞与額から、平成 26 年 12 月 26 日は 104 万 6,000 円、平成 27 年 7 月 28 日は 75 万 2,000 円に訂正することが必要である。

なお、平成 26 年 12 月 26 日及び平成 27 年 7 月 28 日の訂正後の標準賞与額（上記 1 の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

3 請求者のA社における平成 28 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間及び平成 30 年 8 月 1 日から令和 3 年 12 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 28 年 7 月及び平成 30 年 8 月から令和元年 8 月までの標準報酬月額については 50 万円から 62 万円、同年 9 月及び同年 10 月の標準報酬月額については 47 万円から 62 万円、同年 11 月から令和 2 年 7 月までの標準報酬月額については 18 万円から 62 万円、同年 8 月の標準報酬月額については 22 万円から 62 万円、同年 9 月から令和 3 年 11 月までの標準報酬月額については 22 万円から 65 万円とする。

平成 28 年 7 月及び平成 30 年 8 月から令和 3 年 11 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 28 年 7 月及び平成 30 年 8 月から令和 3 年 11 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

4 請求者のA社における平成28年8月1日から平成30年8月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成28年8月から平成30年7月までの標準報酬月額については62万円とする。

平成28年8月から平成30年7月までの訂正後の標準報酬月額（オンライン記録の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和39年生

住所 :

2 請求内容の要旨

- 請求期間 : ① 平成26年12月
② 平成27年7月
③ 平成27年12月
④ 平成28年7月1日から令和3年12月1日まで
⑤ 平成28年7月
⑥ 平成28年12月
⑦ 平成29年7月
⑧ 平成29年12月
⑨ 平成30年12月
⑩ 令和元年8月

A社において賞与を支給されたが、請求期間①から③まで及び請求期間⑤から⑩までについて、標準賞与額の記録がない。また、請求期間④の標準報酬月額が実際に支給されていた給与額より低い。各請求期間について、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①から③まで及び請求期間⑤から⑩までについて、請求者から提出されたA社の賞与に係る明細書、事業主の陳述、同社から提出された請求者の源泉徴収簿及び賃金台帳並びにB銀行C支店から提出された請求者の取引明細表（以下「賞与明細書等」という。）から判断すると、請求者は、平成26年12月26日、平成27年7月28日、同年12月25日、平成28年7月21日、同年12月21日、平成29年7月28日、同年12月28日、平成30年12月10日及び令和元年8月28日にA社から賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付

が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①から③まで及び請求期間⑤から⑩までに係る標準賞与額については、賞与明細書等により確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①は 79 万 2,000 円、請求期間②は 56 万 9,000 円、請求期間③、⑤及び⑥は 75 万 2,000 円、請求期間⑦及び⑧は 75 万 3,000 円、請求期間⑨は 98 万円、請求期間⑩は 135 万 9,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 26 年 12 月 26 日、平成 27 年 7 月 28 日、同年 12 月 25 日、平成 28 年 7 月 21 日、同年 12 月 21 日、平成 29 年 7 月 28 日、同年 12 月 28 日、平成 30 年 12 月 10 日及び令和元年 8 月 28 日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間①及び②について、賞与明細書等により、請求者は、A 社から請求期間①に 104 万 6,100 円、請求期間②に 75 万 2,000 円の賞与を支給されたと認められることから、上記 1 の訂正後の標準賞与額を、請求期間①は 79 万 2,000 円から 104 万 6,000 円、請求期間②は 56 万 9,000 円から 75 万 2,000 円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準賞与額（上記 1 の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

3 請求期間④のうち、平成 28 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間及び平成 30 年 8 月 1 日から令和 3 年 12 月 1 日までの期間について、請求者から提出された A 社の給与に係る明細書、同社から提出された請求者の源泉徴収簿及び賃金台帳（以下「給与明細書等」という。）により、当該期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び当該期間の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額（平成 28 年 7 月及び平成 30 年 8 月から令和元年 8 月までは 50 万円、同年 9 月及び同年 10 月は 47 万円、同年 11 月から令和 2 年 7 月までは 18 万円、同年 8 月から令和 3 年 11 月までは 22 万円）を超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は本

來の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間④のうち、平成 28 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間及び平成 30 年 8 月 1 日から令和 3 年 12 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、給与明細書等により確認できる厚生年金保険料控除額及び本来の報酬月額から、平成 28 年 7 月及び平成 30 年 8 月から令和 2 年 8 月までは 62 万円、同年 9 月から令和 3 年 11 月までは 65 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は、請求者の請求内容どおりの届出を行ったか、また、厚生年金保険料を納付したかは、いずれも不明と回答しているが、日本年金機構から提出された平成 29 年から令和 3 年までの厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び厚生年金保険被保険者報酬月額変更届によると、請求者の報酬月額は、給与明細書等により確認できる報酬月額より低い額で届出されているほか、給与明細書等により確認できる報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、年金事務所は、請求者の上記訂正後の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

4 請求期間④のうち、平成 28 年 8 月 1 日から平成 30 年 8 月 1 日までの期間については、給与明細書等により、本来の報酬月額に見合う標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額（50 万円）を超えているが、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが認められる。

したがって、平成 28 年 8 月から平成 30 年 7 月までの標準報酬月額については、給与明細書等により確認できる本来の報酬月額から、62 万円とすることが必要である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額（オンライン記録の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。